別紙

指名停止措置の概要

１　指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	法人番号	住所
株式会社淺沼組	8120001022651	大阪府大阪市浪速区湊町１－２－３ マルイト難波ビル

２　指名停止措置期間

令和４年９月２６日～令和４年１１月２５日（２ヵ月）

３　指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

４　事実概要

株式会社淺沼組の元千葉営業所長は、営業所長だった令和２年４月、千葉県市川市発注の学校校舎解体工事の一般競争入札を巡り、市川市前市長の関係者らから事前に工事価格や入札参加者名を入手して落札し、公正な入札を妨害したとして、令和４年７月２６日、公契約関係競売等妨害容疑で千葉県警に逮捕された。

５　指名停止措置理由

上記４は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第２第８号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当すると認められる。

＜官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領＞

別表第２第８号

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） ８　　次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第１２号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
イ　官庁営繕部が所管する区域内の他の公共機関の職員	２ヶ月以上１２ヶ月以内
ロ　官庁営繕部が所管する区域外の他の公共機関の職員	１ヶ月以上１２ヶ月以内